



BNY MELLON

2014年8月1日

## **【臨時レポート】アルゼンチンの債務問題を巡る動き**

BNY メロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

### **【足元の状況について】**

アルゼンチン政府は債務返済を巡って一部債権者との交渉を行ってきましたが、妥結期限の7月30日までに交渉が合意に至らず決裂しました。この結果、アルゼンチン国債の利払いが一部滞り、米格付け会社スタンダード・アンド・プアーズ(S&P)社は同日、アルゼンチン国債の格付けを「選択的デフォルト(一部債務不履行)」に引き下げました。

アルゼンチンの債務不履行は2001年12月以来となりますが、前回の債務不履行が同国経済・財政の破たんによるものであったことに対し、今回のケースでは債権者の一部である投資ファンドが米裁判所に債権の全額返済を求めて提訴したことで生じたテクニカルなものとなっています。アルゼンチン政府は、自らが国債利払いにかかる能力と意思を備えており、今回の利払い遅延は通常の債務不履行とは異なる次元のものであると主張しています。7月31日時点でのアルゼンチン国債の価格水準は、6月末時点と比較しても大きく下落していません。

### **【今後の見通し】**

アルゼンチンの一部債務不履行を受けて、新興国市場全体に対する警戒感も浮上していますが、短期的には、我々は以下の理由から市場への影響は限定的であると考えています。

- ① 今回の一部債務不履行はアルゼンチンの経済・財政的な問題によるものではないこと。
- ② アルゼンチン政府と債権者の交渉が決裂する事態を、金融市場は既に織り込み済であること。
- ③ 実際のアルゼンチン関連資産の市場規模は小さく、アルゼンチンペソの為替レートも管理下に置かれていることなどから、金融市場に直接与えるインパクトは小さいこと。

今後、事態が長期化すればアルゼンチン経済に及ぼす悪影響も考えられるため、同国としては債権者との交渉を継続し、問題解決を図る方向に向かうものと思われます。

BNYメロン・グループでは、政府と債権者との交渉の行方や市場動向につきまして引き続き、注視して参る所存です。

●当資料は、ファンドの運用状況に関する情報提供を目的に BNY メロン・アセット・マネジメント・ジャパン 株式会社 が作成したものです。  
●当資料に記載の運用実績に関するグラフ、図表、数値その他いかなる内容も過去のものであり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。●ファンドに生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。



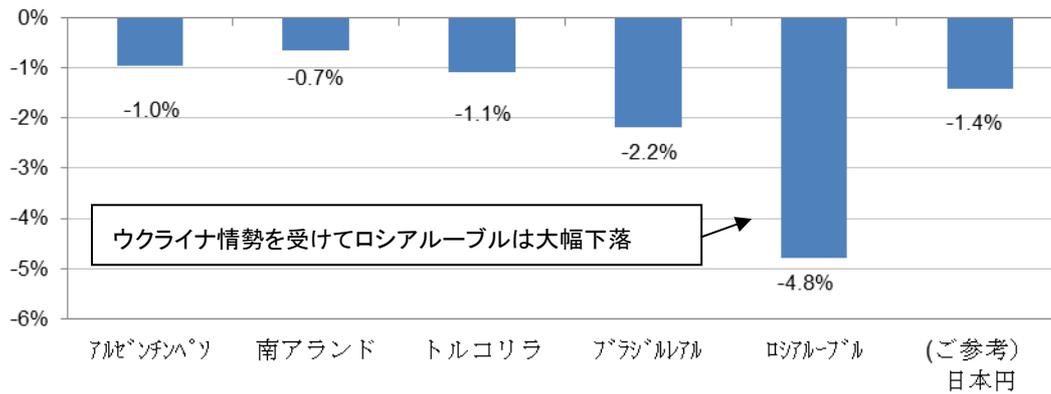
BNY MELLON

【ご参考】

**アルゼンチンペソの推移(対米ドル、2013年12月31日～2014年7月31日)**



**過去1カ月の新興国通貨騰落率(対米ドル、2014年6月30日～2014年7月31日)**



(データ出所:ブルームバーグ)

●当資料は、ファンドの運用状況に関する情報提供を目的に BNY Mellon アセット・マネジメント・ジャパン 株式会社 が作成したものです。  
 ●当資料に記載の運用実績に関するグラフ、図表、数値その他いかなる内容も過去のものであり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。●ファンドに生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。



BNY MELLON

### <投資信託に係るリスクについて>

投資信託は一般的に、株式、債券等様々な有価証券へ投資します。有価証券は市場環境、有価証券の発行会社の業績、金利の変動等により価格が変動するため、投資信託の基準価額も変動し、損失を被ることがあります。また、外貨建の資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。そのため、投資信託は元本が保証されているものではありません。

又、投資信託は、個別の投資信託毎に投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、ご投資に当たっては各投資信託の投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

### <投資信託に係る重要な事項について>

- 投資信託によっては、海外の証券取引所の休業日等に、取得、換金の申し込みの受付を行わない場合があります。
- 投資信託によっては、クローズド期間として、原則として換金が行えない期間が設けられていることや、1回の解約金額に制限が設けられている場合があります。
- 分配金の額は、投資信託の運用状況等により委託会社が決定するものであり、将来分配金の額が減額されることや、分配金が支払われないことがあります。

### <投資信託に係る費用について>

投資信託では、一般的に以下のような手数料がかかります。手数料率はファンドによって異なり、下記以外の手数料がかかること、または、一部の手数料がかからない場合もあるため、詳細は各ファンドの販売会社へお問い合わせいただくか、各ファンドの投資信託説明書(交付目論見書)等をご覧ください。

投資信託の取得時: 申込手数料、信託財産留保額

投資信託の換金時: 換金(解約)手数料、信託財産留保額

投資信託の保有時: 信託報酬、監査費用

信託報酬、監査費用は、信託財産の中から日々控除され、間接的に受益者の負担となります。その他に有価証券売買時の売買委託手数料、外貨建資産の保管費用、信託財産における租税費用等が実費としてかかります。また、他の投資信託へ投資する投資信託の場合には、当該投資信託において上記の費用がかかることがあります。また、一定の条件のもと目論見書の印刷に要する実費相当額が、信託財産中から支払われる場合があります。

#### ● 投資信託委託会社

**BNY メロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社**

金融商品取引業者: 関東財務局長(金商)第 406 号

[加入協会] 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

本資料は BNY メロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社(以下、「当社」という。)が作成したものです。本資料は投資に係る参考情報を提供することを目的とし、特定の有価証券の勧誘を目的として作成したものではありません。また、当社が販売会社として直接説明するために作成したものではありません。当社は信頼性が高いとみなす情報等に基づいて本資料を作成しておりますが、当該情報が正確であることを保証するものではなく、当社は、本資料に記載された情報を使用することによりお客様が投資運用を行った結果被った損害を補償いたしません。本資料に記載された意見・見通しは表記時点での当社の判断を反映したものであり、将来の市場環境の変動や、当該意見・見通しの実現を保証するものではありません。また、当該意見・見通しは将来予告なしに変更されることがあります。

●当資料は、ファンドの運用状況に関する情報提供を目的に BNY メロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社 が作成したものです。  
●当資料に記載の運用実績に関するグラフ、図表、数値その他いかなる内容も過去のものであり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。●ファンドに生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。